

# 告 示

埼玉県監査委員告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事、埼玉県教育委員会及び埼玉県公安委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成二十六年三月四日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文

埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫

埼玉県監査委員 野 本 陽 一

埼玉県監査委員 梅 澤 佳 一

## 1 監査の結果「指摘」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
企画財政部	財政課	平成 25 年 10 月 4 日 (第 2532 号)	平成 24 年 9 月の行政報告書印刷業務の単価契約（1 頁単価 1.3 円）について、契約書を作成すべきところ、作成しなかったことは不適切であった。	監査結果を全職員に周知するとともに、再発防止のため、契約事務にあたっては、出納総務課作成の「契約チェックシート」「随意契約の発注チェックシート」を活用して、担当職員及び決裁ライン職員のチェック機能の強化を図った。 部内の財務研修会に職員を参加させ、契約・支出事務の適正な執行に努めた。
企画財政部	市町村課	平成 25 年 10 月 4 日 (第 2532 号)	備品であるカメラで、所在が確認できないものが認められるなど、備品管理が不適切であった。	のちに徹底的に備品の確認を行ったところ、所在不明であったカメラを確認することができた。 また、備品管理の新ルールに従い、所持しているすべての備品の現物実査を行った。備品の使用責任者を指定し、管理を行うこととした。
総務部	職員健康支援課	平成 25 年 10 月 4 日 (第 2532 号)	ビデオデッキなどの備品で、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。	監査の結果を職員に周知するとともに、実質的な管理責任者を再指定し、現物実査を実施した。その上で、所在を確認できなかった備品について、埼玉県財務規則第 215 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年 9 月 27 日付けで、企画財政部長及び会計管理者に事故報告書を提出し、同日付けで備品出納簿からの除籍を実施した。 今後は、会計管理課から示された「物品管理の新ルール」に基づき、毎年度現物実査を実施し、適正な備品管理を徹底していく。
県民生活部	広聴広報課	平成 25 年 10 月 4 日 (第 2532 号)	平成 24 年度の県民相談センターパーテーション付け替え修繕、増設契約（572,250 円）について、次の点で不適切であった。	監査の終了後、その日のうちに、担当者、決裁関与者、出納員に対して、予定価格調書の作成基準、請書の記載内容及び検査確認の表示などの財務処理について、財務規則等関係法令の再確認

			<p>1 予定価格が 50 万円以上であり、予定価格調書を作成すべきところ、作成していなかった。</p> <p>2 必要な事項が記載された適正な請書を徴すべきところ、請書作成日と履行期限の記載のない請書を徴していた。</p> <p>3 検査確認の上、請求書に「検査済」の表示をしなければならないところ、その表示をしていなかった。</p>	<p>を行い、適正な財務事務の徹底を図った。また、他職員にも監査結果等を周知し、上記同様に財務事務の適正処理の徹底を図った。</p> <p>なお、検査確認済の表示漏れについては、他に同様な案件がないことを確認し、指摘案件は直ちに適切に記載して是正した。</p>
環境部	大気環境課	平成 25 年 10 月 4 日 (第 2532 号)	備品であるデジタルカメラで所在が確認できないものが認められるなど、備品管理が不適切であった。	<p>所在の確認できない備品について、埼玉県財務規則第 215 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年 6 月 13 日付けで、企画財政部長及び会計管理者に事故報告書を提出し、平成 25 年 8 月 29 日に備品出納簿からの除籍を行った。</p> <p>再発防止のため、所属長が監査結果を全職員に周知した。</p> <p>さらに、所有する備品について、その写真や保管場所を一覧にし、定期的に現物実査を行うなど、適正に物品を管理するよう徹底した。</p>
環境部	水環境課	平成 25 年 10 月 4 日 (第 2532 号)	備品である航空機騒音移動測定用デジタル騒音計で、所在が確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。	<p>所在の確認できない備品について、埼玉県財務規則第 215 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年 5 月 27 日付けで、企画財政部長及び会計管理者に事故報告書を提出し、同日付けで備品出納簿からの除籍を行った。</p> <p>再発防止のため、所属長が監査結果を全職員に周知した。</p> <p>さらに、所有する備品について、その写真や保管場所を一覧にし、定期的に現物実査を行うなど、適正に物品を管理するよう徹底した。</p>
福祉部	高齢介護課	平成 25 年 10 月 4 日 (第 2532 号)	備品であるスキャナで所在が確認できないものが認められるなど、備品管理が不適切であった。	<p>所在の確認できない備品について、埼玉県財務規則第 215 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年 11 月 19 日付けで、企画財政部長及び会計管理者に事故報告書を提出し、同日付けで備品出納簿</p>

				<p>からの除籍を行った。</p> <p>再発防止のため、備品ごとに使用責任者を指定し、定期的に現物確認を実施することとし、職員の人事異動の際は、使用責任者が確実に後任者に備品を引き継ぐよう徹底した。</p> <p>また、備品の保管転換や処分を行う際は、分任出納員が備品台帳の記載を含む事務手続きを一括して実施することとし、徹底を図った。</p> <p>さらに、小型の備品については、鍵付きロッカーを保管場所に指定するとともに、リスト及び備品の画像を備え付けるなど備品管理の「見える化」を図った。</p>
農林部	生産振興課	平成 25 年 10 月 4 日 (第 2532 号)	<p>備品の管理事務について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 規格・寸法・型式や購入単価など、備品出納簿へ記載すべき項目が記載されていないものがあった。</p> <p>2 備品であるパーソナルコンピュータで、所在の確認できないものが複数認められた。</p>	<p>1 備品の現物実査を行い、備品出納簿の記載を行った。</p> <p>2 所在の確認できない備品について、埼玉県財務規則第 215 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年 12 月 25 日に事故報告書を提出し、同日付けで備品出納簿からの除籍を行った。</p> <p>再発防止のために、全職員に対し、適正な物品の管理と事務処理を実施するよう周知徹底した。</p> <p>また、所有する備品について、その保管場所を一覧にして、担当及び管理職等の複数の者が点検するようにする。</p>
県土整備部	河川砂防課	平成 25 年 10 月 4 日 (第 2532 号)	<p>備品であるパーソナルコンピュータで、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。</p>	<p>所在を確認できなかった備品について、課内、倉庫などを職員全身体制で搜索した。</p> <p>また、異動した職員への聞き取り調査も行った。その上で、所在を確認できなかった備品について、埼玉県財務規則第 215 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年 6 月 26 日付けで、企画財政部長及び会計管理者に事故報告書を提出し、同日付けで備品出納簿からの除籍を行った。</p>

				<p>今後は会計管理課から示された「物品管理の新ルール」に基づき適正な備品管理を徹底していく。</p> <p>具体的な取組としては、職場研修会で県有物品の大切さと物品の適正管理の徹底を職員に周知した。また、毎月末日の「5S」の日に、全職員に対し机上及び近辺の整理整頓を徹底することとした。</p> <p>さらに、備品に異動があった際には備品管理ファイルの更新を行うこと及び複数の職員でのチェックを徹底することとした。</p>
病院局	経営管理課	平成 25 年 10 月 4 日 (第 2532 号)	パーソナルコンピュータなどの固定資産で、所在の確認できないものが複数認められるなど、資産管理が不適切であった。	<p>所在不明の固定資産に係る関係書類などの調査を実施し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、廃棄済みであることを確認した。また、固定資産台帳からの除却手続きを行った。</p> <p>再発防止のため、現物を管理している担当と台帳を管理している担当との情報共有を図るとともに、病院事業財務規程に基づく実地照合を計画的に行うこととした。</p>
教育局	生涯学習文化財課	平成 25 年 10 月 4 日 (第 2532 号)	備品であるカメラで所在の確認できないものが認められるなど、備品管理が不適切であった。	<p>所在の確認できない備品について、埼玉県財務規則第 215 条第 1 項の規定に基づき、平成 26 年 1 月 15 日付けで、企画財政部長及び会計管理者に事故報告書を提出し、同日付けで備品出納簿からの除籍を行った。</p> <p>再発防止のため、定期的に現物の確認をすることとした。</p>

## 2 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関	監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
企画財政部	平成 25 年 10 月 4 日 (第 2532 号)	平成 24 年度の「庁内クラウドへのシステム移行業務委託」の入札において、入札保証金の納付額が不足していた者が行っ	再発防止のため、課内における周知の他、部内で行われた財務研修会に参加するなど、財務に関する基本的な知識の再習得を図

			た入札を無効としなかったことは不適切であった。	ることで、担当職員及び決裁ライン職員のチェック機能の強化を行った。
企画財政部	情報システム課	平成 25 年 10 月 4 日 (第 2532 号)	備品である磁気テープ運搬車について、不用決定等必要な手続きをとらず廃棄処分を行ったことは不適切であった。	会計管理課総務・物品管理担当の指導に基づき、物品管理システムにおいて、雑件として除籍した。 備品管理台帳の運用の徹底及び各備品の使用責任者を指定し、再発を防止する。
保健医療部	健康長寿課	平成 25 年 10 月 4 日 (第 2532 号)	平成 24 年度の「埼玉県不妊治療費助成事業ご案内及びポスターの印刷」(502,740 円)で、請書を徴取していなかったのは不適切であった。	監査後に各担当を集め、改めて契約書と請書が必要な場合について再確認した。 また、新たに、チェックシート(契約編)を導入し、契約事務について、複数の目による徹底した審査体制を構築することとした。 まず、契約前において、審査を 2 回行うこととした。1 回目は各担当内において、2 回目は決裁ライン(各担当→総務担当主幹→副課長→課長)においてさらに徹底的な確認を行っている。 契約後においても、改めて別のラインで契約の検査を行うこととした。毎月、各担当者が自己検査を行った後、決裁ライン(総務担当者→総務担当主査→総務担当主幹→副課長→課長)において起案を見直して検査を行い、結果を担当者にフィードバックしている。
会計管理者	出納総務課	平成 25 年 10 月 4 日 (第 2532 号)	平成 24 年度のポータブルカーナビゲーション及び付属品の購入について、物品仕様書と異なる内容の契約を締結し、納品させた。このため、仕様で求めた物の一部が調達できず、不足品を別契約により、追加購入しことは不適切であった。	業者提出の入札内訳(見積内訳)が、県作成の仕様書どおりであるかを複数の職員が確認することにした。 納品時には、仕様書のとおり行われているか複数の職員が立ち会うこととした。
教育局	高校教育指導課	平成 25 年 10 月 4 日 (第 2532 号)	平成 24 年度の「県立学校教職員用パーソナルコンピュータ賃貸借契約」及び「豊岡高等学校外 4 校教務事務システム用機	平成 25 年 6 月 5 日付けで書面による再委託の承諾を行った。 再発防止のため、監査結果を全職員に周知するとともに、全て

			器等賃貸借契約」の再委託について、書面によらず承諾していたことは、不適切であった。	の契約について手続き漏れがないことをグループリーダーが必ずチェックすることとし、管理体制の強化を図った。
教育局	生涯学習 文化財課	平成 25 年 10 月 4 日 (第 2532 号)	名栗げんきプラザの建物及び土地に係る行政財産の使用許可について、行政財産使用料減免基準に該当しないにもかかわらず、使用料を免除したことは不適切であった。	平成 25 年 11 月 28 日付けで変更許可を行い、平成 25 年 12 月 16 日に行政財産の使用料を徴収した。 再発防止のため、監査結果を全職員へ周知するとともに、行政財産使用料に関する条例等の関係規定の再確認を行い、適正な事務処理について徹底を図った。また、複数の職員による確認を徹底することとし、管理体制の強化を図った。
警察本部	施設課	平成 25 年 10 月 4 日 (第 2532 号)	運転免許センターの土地に係る行政財産について、使用許可を受けていない者に無償で使用させていたことは不適切であった。	運転免許センターの土地に係る行政財産について、監査の結果を踏まえ、財務規則第 154 条に基づく手続を行った。